

(改正後全文)

雇児発第 0331014 号

平成 21 年 3 月 31 日

【一部改正】平成 25 年 6 月 7 日雇児発 0607 第 4 号

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

基幹的職員研修事業の運営について

社会的養護において、施設に入所している児童及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、都道府県等において施設での自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施することにより、人材育成が可能となるよう、別紙のとおり「基幹的職員研修事業実施要綱」を定め平成 21 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

基幹的職員研修事業実施要綱

第1 目的

社会的養護を必要とする子どもの数が増加し、虐待等子どもの抱える背景の多様化が指摘されている中、今日の社会的養護において、施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保するためには、その担い手である施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。

このため、自立支援計画等の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための研修を実施し、施設における組織的な支援体制の確保と人材育成を可能とすることを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。なお、都道府県は、当該事業を適切に実施することができると思えた者に委託して実施することができる。

第3 受講対象者

基幹的職員研修の受講対象者は、次の各号に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（以下「対象施設」という。）の職員である者。
- (2) 対象施設等における、直接支援や相談支援などの業務の実務経験がおおむね10年以上の者。
- (3) 人格円満で児童福祉に関し相当の知識・経験を有する者であるとして、施設長が基幹的職員の候補者として適任であるとして推薦した者。

第4 実施内容

(1) 研修の申込み

対象施設の施設長は、第3に該当する者の推薦書を添えて、受講申込書を都道府県に提出すること。

(2) 研修の方法及び内容

① 講義及び事例を用いた演習により行う。

児童福祉に係る基礎的知識は、すでに習得していることを前提とした内容とすること。また、演習は現場での課題などを中心に構成し、実践において活用が期待できるテーマを設定すること。

② 前期と後期に分けて研修を行う（各2日程度）

前期の研修ではスーパービジョンを行う上で必要な専門的知識・技能を学び、現場で実践を行い、後期の研修ではその実践における課題を解決するための知識や技能の習得を図ること。

③ 講義及び演習は、下記の〔研修内容〕の通り行う。

基幹的職員は次に掲げる業務を行うこととしているため、講義及び実習は、下記〔研修内容〕の通り行うこと。

ア 入所児童の支援計画の進捗状況の把握、見直しなどケースマネジメントとその進行管理を行う。

イ 地域の社会資源等について理解し、関係機関との連携において中心的な役割をはたす。

ウ 職員に対する適切な指導・教育（スーパーバイズ）及び職員のメンタルヘルスに関する支援を行う。

〔研修内容〕

- ・施設の管理・運営（マネジメント）に関すること
- ・職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること
- ・子どもの権利擁護に関すること
- ・施設における日常的なケアに関すること
- ・施設における専門的なケア（心理治療等）に関すること
- ・子どもの発達と発達上の問題に関すること
- ・アセスメントに関すること
- ・ケースカンファレンス、チームアプローチに関すること
- ・家族支援やソーシャルワークに関すること
- ・関係機関との連携に関すること
- ・社会的養護における高度な専門性を必要とする知識や援助技術に関すること
- ・その他基幹的職員に必要と思われる内容に関すること

（3）研修講師

研修講師については、国（国立武蔵野学院）が行う研修指導者養成研修を修了している者その他児童福祉に関する見識を有し、上記の講義及び演習を適切に実施できる者とする。

第5 修了認定

- （1）都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。
- （2）都道府県は、基幹的職員研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。なお、基幹的職員研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が行う評価に基づいて都道府県が修了認定を行い、修了証書を交付すること。
- （3）都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。
- （4）都道府県は、基幹的職員の専門性の維持・向上に努めること。また、必要に応じ、基幹的職員研修の再受講の指示を行うこと。

第6 経費の補助

国は、都道府県が基幹的職員研修事業のために支出した費用について、別に定めるところにより予算の範囲内で補助を行うものとする。